

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第103号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年7月21日（日） 13時15分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖西部（滋賀県大津市近江舞子中浜水泳場北東方沖） 大津市所在の男松三等三角点から真方位350° 500m付近 （概位 北緯35° 14.0′ 東経135° 57.7′）
事故等調査の経過	平成25年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ レクサス Lexus 300 X <sup>エックス</sup> 、0.1トン 253-32953 滋賀、個人所有 B 水上オートバイ ホッコ <sup>ン</sup> HOKKON、0.1トン 253-31970 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定同乗者A B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A 負傷 1人（同乗者A） B なし
損傷	A 左舷後部に擦過傷 B 船首部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、近江舞子中浜水泳場の約100m沖において、船首を南方に向けて停船し、船長Aが遊泳客（同乗者A）に救命胴衣を着用させてA船の後部座席に座らせていたところ、平成25年7月21日13時15分ごろA船の左舷後部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せて大津市大物の <sup>だいまつ</sup> 駐艇施設を発進し、北上して近江舞子中浜水泳場沖を航行中、左舷正横方に船長Aが乗ったA船が停船していることを認め、A船の左舷側に横着けしようとし、10km/h以下の速力（対地速力、以下同じ。）で西進した。 船長Bは、A船に近づいて操縦ハンドルを左に操作したものの、左転せずに直進を続け、B船の船首部とA船の左舷後部とが衝突し、B船の船首部が、A船の左舷側後部デッキに乗り上げ、同乗者Aの左足に接触した。 船長A及び同乗者Aは、衝突により、バランスを崩して落水し、船長Bが、同乗者Aの左足の負傷に気付き、同乗者Aを抱えて浜辺まで

	<p>泳ぎ、途中、数人の遊泳者の助けを借りて休憩所まで運び、周囲にいた者に119番通報を依頼した。</p> <p>同乗者Aは、到着した救急車で病院に搬送され、左足首骨折と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、気温 約29℃</p> <p>水象：湖上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長Aは、A船から約30m離れた所を航行しているB船を認め、B船がA船に接近して来ていることに気付いていた。</p> <p>船長Bは、A船に近づいているとき、同乗者Aが座席に座っていることを認めていた。</p> <p>船長Bは、本事故当時、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、近江舞子中浜水泳場北東方沖において、船首を南方に向けて停船し、船長Aが、同乗者Aを後部座席に座らせていたところ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、近江舞子中浜水泳場北東方沖において、A船の左舷側に接舷しようとして10km/h以下の速力で西進中、船長BがA船に近づいて操縦ハンドルを左に操作したものの、左方に変針しなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、10km/h以下の速力であったことから、操縦ハンドルを左に操作したが、推力がなく、左転しなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、近江舞子中浜水泳場北東方沖において、A船が停船中、B船がA船の左舷側に接舷するために10km/h以下の速力で西進中、船長BがA船に近づいて操縦ハンドルを左に操作したものの、B船が左方に変針しなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイは、推力を使って変針するので、推力がなくなれば、操縦ハンドルを操作しても変針できないことを念頭に置き、変針する場合は、操縦ハンドル及びスロットルレバーの操作を適切に行うこと。</li> <li>・陸上との連絡手段を確保するため、携帯電話を防水パックに入れて所持しておくことが望ましい。</li> </ul>